

定 款

株式会社プラネット

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プラネットと称し、英文では、PLANET, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 歯磨、石鹸、合成洗剤、化粧品、香粧品、芳香剤、防虫防臭剤、殺虫剤、紙製品、プラスチック包装用品、ゴム製品、ビニール製品、ワックス、清掃用具、医薬品、衛生用品、医薬部外品、日用雑貨品、ペット用品、食品、日曜大工用品、化粧雑貨品等に関する
 - (1) コンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供およびコンサルティング
 - (2) 情報処理の受託および仲介、コンピュータシステムの運営管理
 - (3) 通信業務の受託および仲介
 - (4) ソフトウェアの開発および販売
 - (5) 支払代行業務
 - (6) 展示会の制作・運営
- 2 情報機器および同関連設備ならびにこれらに付属する消耗品の販売
- 3 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,360,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年10月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、12 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から取締役社長1名を定め、また、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに發する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める。

（社外取締役の責任免除）

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(期末配当金)

第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 2022年10月25日開催の第37回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役だった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(別紙)

制定	昭和60年 8月 1日
変更	平成 5年10月28日
	平成 9年 3月 4日
	平成12年10月25日
	平成13年10月30日
	平成14年10月24日
	平成15年10月16日
	平成16年10月22日
	平成17年 9月20日
	平成18年10月25日
	平成21年 6月15日
	平成21年 8月 1日 (附則削除)
	平成21年10月28日
	平成22年 1月 6日 (附則削除)
	平成22年10月27日
	平成24年10月25日
	令和 3年10月26日
	令和 4年10月25日
	令和 5年 3月 1日 (電子提供措置等に関する経過措置の附則削除)